

札幌市立丘珠小学校

「いじめ防止基本方針」

学校経営の重点目標

「楽しい学校」

を実現するために

いじめは決して許しません。

いじめが起こりにくい

学校風土・学年風土・学級風土を
全職員でつくりだしていきます。



令和8年4月23日 改訂

「いじめ」とは…

いじめは、許されない行為である。「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」という認識とともに、「いじめはどの子にもどの学校にも起こり得る」との意識をもち、先ずは我々教職員が日頃より些細な兆候を見逃さないよう努めることが重要である。

学校は、子どもたちが教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安全安心に生活できる場でなければならない。子ども一人一人が、大切にされているという思いをもち、互いに認め合い支え合う人間関係を築き、自己肯定感や自己有用感をもてるよう強く願う。

「いじめ」の定義

いじめとは、「当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

なお、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めなければならない。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あるからである。当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

※以上、いじめ防止対策推進法とその附帯決議(平成 25 年 6 月)より

具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・オンラインゲームや SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめを未然に防止するために

- 児童の個々の成長を促し、毎日楽しく学校生活を過ごすことのできる環境整備をします。
- いじめを生まない、いじめを許さない学校・家庭・地域にします。
- いじめを見つけたら、スピーディー・丁寧・慎重な対応・解決をします。

つまり、次のような環境を目指します。

- 児童が安心して過ごせる丘珠小学校・丘珠地域の環境がある。
- 児童が安心して過ごせる丘珠小学校・丘珠地域の大人がいる。
- 児童が安心して過ごせる丘珠小学校・丘珠地域の見る目がある。
- そして、児童が安心して心から信用して相談できる場がある。

そのために学校・家庭・地域では

①いじめ防止対策委員会を設置します

○構成員

・全職員・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

必要に応じて、 ・弁護士 ・医師 ・警察または警察経験者・教育学者等

(1) いじめ防止対策委員会（定例毎月1回・随時）

- ①4月23日（木）
- ②5月28日（木）
- ③6月25日（木）
- ④7月23日（木）
- ⑤8月27日（木）
- ⑥9月24日（木）
- ⑦10月29日（木）
- ⑧11月26日（木）

- ⑨12月24日(木)
- ⑩1月28日(木)
- ⑪2月15日(木)
- ⑫3月18日(木)

- (2) 全構成員が揃わない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。
- (3) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況の確認
- (4) 毎月、本校独自の「よい子のアンケート」を実施し、シャボテンログと併用しながら、児童の心、体、学習についても状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見に努める
- (5) 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決済を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する
- (6) 学校長が不在時の対応について、責任者である校長に報告し決済を得る

②児童の相談体制を充実します

学校では

- 丘珠小学校の教職員全員が、児童の心に寄り添い、心の中を理解すること
- ゲートキーパーとしての役割を身に付ける校内研修の実施
- 児童が安心して信用して相談できる教職員であること
- スクールカウンセラーによる相談や研修等の実施
- 教育相談室を設置し、心の悩みを聞き入れる場を設ける。

家庭では

- 朝の「いってらっしゃい」、帰ってきたら「お帰りなさい」の声掛けをすること
- 学校での出来事を気楽に話せる雰囲気づくりをすること
- 日常の様子から、子どもの小さな変化にいち早く気づき、不安や悩みを取り除くことができるようにすること

地域では

- 運動会や文化祭などの地域の活動を継続していくこと
- 児童会館や学童クラブの活動を継続していくこと
- 家庭や学校の連携をより一層密にしていくこと

関係機関では

- 学校からの紹介する関係機関をさらに家庭・地域に紹介し啓発をすること

③いじめ防止等の取組

未然防止

1

「教師の気付き」

児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

「実態把握の方法」

- ・児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態把握
- ・より良い人間関係の構築を図る学年学級経営計画
- ・児童及び保護者の意識調査（学校評価等）の有効活用

2

「心の居場所づくり」

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組

「児童のまなざしと信頼」

教職員は、児童のよきモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努める。

「心の通い合う協働体制」

児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進

「自尊感情を高める学習活動・学級活動・学年学校行事」

- ・それぞれの違いを認め合う仲間づくり
- ・温かい言葉かけによる「認められた」という自己肯定感の獲得

3

「道徳教育・ピアサポートの充実」

- ・「互いに認め合い励まし合い」ができ、「互いに助け合い高め合う」ピアサポートでなんでも言えるコミュニケーション能力のある学級・学年経営
- ・キャリア教育・道徳教育等で子どもの心の育成を図った教育活動
- ・保護者や地域の大人が、丘珠小学校の全ての子どもを育て指導する環境

早期発見

早期対応

◎早期発見

- 教職員がいじめを積極的に認知する
- アンケートや面談の計画的な実施

◎早期対応

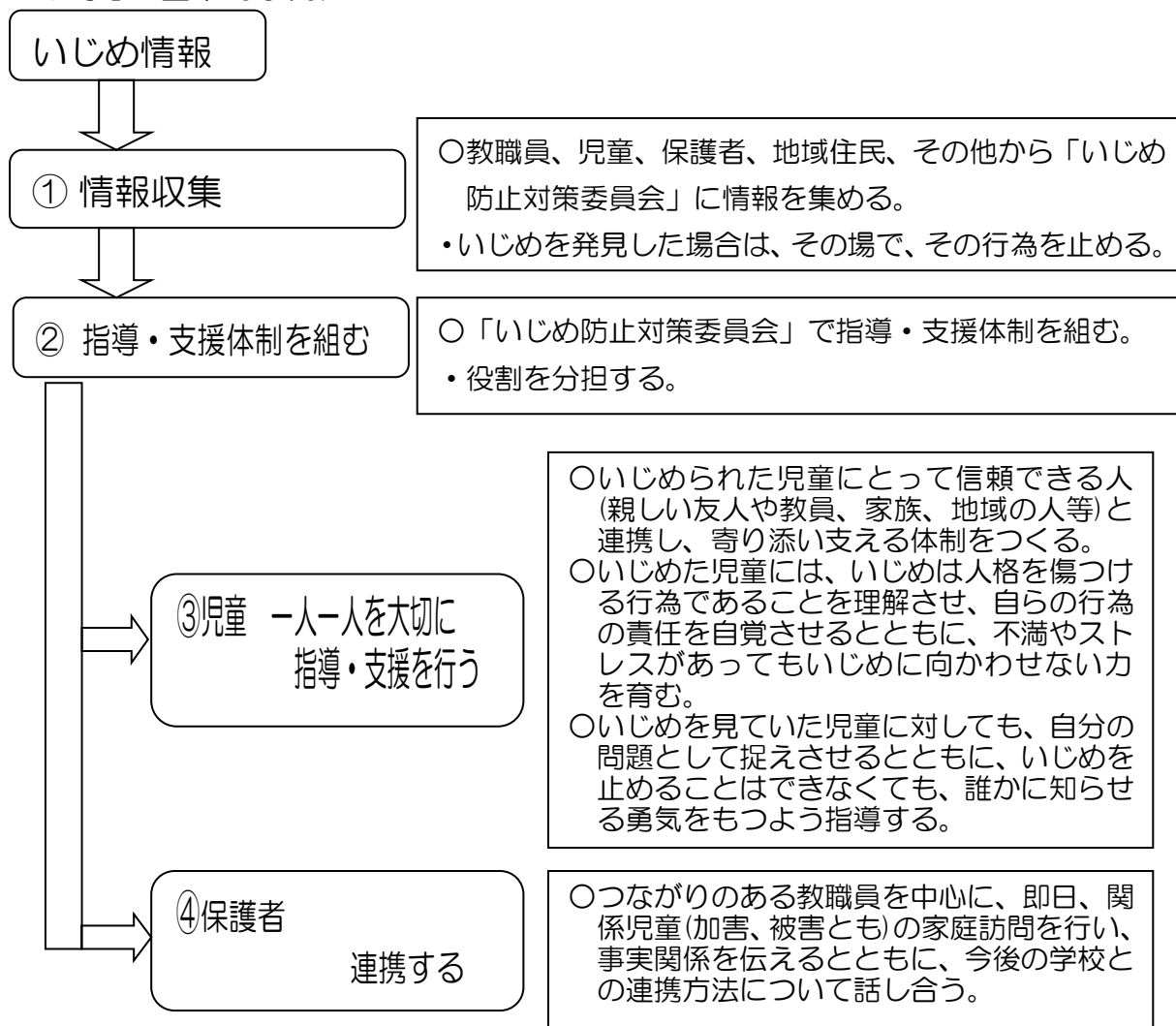
- 速やかに組織的に対応する。
- 子どもの安全、安心を確保する。
- 速やかに関係する子どもの保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める。
- 事実関係の確実な把握を行う。
- 再発防止に向けた保護者への対応。
- 学校から教育委員会へ、いじめの発生及び対応について必要に応じて適宜報告するとともに、対応について助言を得る。
- 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる阿合には、学校として警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

《いじめ対応の基本的な流れ》



- 常に状況把握に努める。
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ防止対策委員会」でより適切に対応する。

学校の取組の評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- (2) 学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善につなげる。

インターネット上のいじめの防止

- (1) インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しがつかないことになることや、犯罪行為にながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

児童及び保護者、地域への説明

- (1) 入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 保護者や関係機関に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- (3) 方針を学校ホームページに掲載し、保護者や地域の方が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味
 - ① いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ② いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、いじめ防止対策委員会の判断により、迅速に調査に当たる。
 - ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

- ① 「いじめ防止対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ② その後、教育委員会と連携し、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、対応に当たる。
- ③ 学校が調査主体になった場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に、全教職員が一丸となって対応に当たる。重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。(弁護士、児童精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等)

いじめの解決とは、当事者同士の謝罪によって終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめ、他の児童との関係の修復を経て、当事者や周りの児童全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

したがって、当事者間における謝罪の指導が済んだ後においても、再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めていくことが重要である。